平成２７年３月３１日　　号外

岡山県公報

発行　岡山県

目次

【教育委員会】	
○学校教育法施行規則実施細則の一部を改正する規則	教育委員会
○岡山県教育委員会会議規則の一部を改正する規則	〃
○岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則	〃
○岡山県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則	〃
○岡山県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則	〃
○岡山県教育委員会公告式に関する規則の一部を改正する規則	〃
○岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	〃
○岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程の一部を改正する規則	〃
○岡山県教育財産管理規則の一部を改正する規則	〃
○教育委員会の権限に属する独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則	〃
○教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則	〃
○岡山県教育委員会文書保存分類表の一部改正	〃
○岡山県教育委員会文書規程の一部改正	〃
○岡山県教育委員会の教育行政に関する相談に関する事務の処理に関する要綱の一部改正	〃
（以上県例規集登載）	
○行政行為等の重要書類に使用する公印の一部改正	〃

◎岡山県教育委員会規則第一号

学校教育法施行規則実施細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡山県教育委員会

学校教育法施行規則実施細則の一部を改正する規則

学校教育法施行規則実施細則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、第四条の二」を「若しくは第四項後段、第四条の二」に改める。

第四条、第五条、第八条第一項及び第十条第一項中「第四条第一項」の下に「若しくは第四項後段」を加える。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第二号

岡山県教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡　山　県　教　育　委　員　会

岡山県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会会議規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一章を削る。

第三条中「教育委員会の会議」の下に「（以下「会議」という。）」を加え、第二章中同条を第一条とする。

第四条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第二条とする。

第五条第二項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第三条とする。

第六条第二項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第四条とする。

第七条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第五条とし、第八条を第六条とする。

第九条第二項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第七条とする。

第十条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第八条とする。

第十一条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第九条とする。

第十二条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第十条とし、第十三条を第十一条とする。

第十四条第一項中「委員長」を「教育長」に、「出席委員」を「出席者」に改め、同条を第十二条とする。

第十五条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第十三条とする。

第二章を第一章とする。

「第三章　会議録」を「第三章　議事録」に改める。

第十六条中「会議録」を「議事録」に改め、第三章中同条を第十四条とする。

第十七条第一項を次のように改める。

議事録は、教育長が事務局職員の中から指名して、これを作成させる。

第十七条第二項中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条を第十五条とする。

第十八条中「会議録」を「議事録」に改め、同条第二号中「出席委員」を「教育長及

び出席委員」に改め、同条第三号中「委員」を「教育長、委員」に改め、同条第九号中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第十六条とする。

第十九条中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十八条　議事録は、公表する。ただし、第十二条第一項ただし書の規定により公開しないこととした事項に係る部分については、この限りでない。

第二十条中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条を第十九条とする。

第三章を第二章とする。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第三号

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡　山　県　教　育　委　員　会

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「高校教育人事班」の下に「、評価・企画班」を加え、「、高校総体推進班」を削り、同条に次の一項を加える。

３　保健体育課に次の室及び班を置く。

高校総体推進室　総務競技班、式典班

第五条中「及び保健体育課」を「、保健体育課及び保健体育課高校総体推進室」に改める。

第七条第七号中「、委員長」を削る。

第十三条第十二号を削り、同条に次の一項を加える。

２　保健体育課高校総体推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

一　平成二十八年度全国高等学校総合体育大会（以下「高校総体」という。）の開催の企画立案及び総合調整に関すること。

二　高校総体の実行委員会に関すること。

三　高校総体の競技運営に関すること。

四　高校総体の式典に関すること。

五　その他高校総体の開催に関すること。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第四号

岡山県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡　山　県　教　育　委　員　会

岡山県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和四十二年岡山県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第二条第五号中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

（委任事務の報告）

第四条　教育長は、第二条の規定により委任された事務の管理及び執行の状況について、必要と認めるとき又は委員の求めがあるときは、委員会の会議に報告するものとする。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第五号

岡山県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会傍聴規則（昭和六十二年岡山県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条第二項」を「第十二条第二項」に改める。

第二条第二項中「岡山県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）」を「教育長」に改め、同条第三項中「委員長」を「教育長」に改める。

第三条第一項第四号及び第九号、第二項並びに第三項、第四条第三号及び第七号、第五条第一項並びに第七条中「委員長」を「教育長」に改める。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第六号

岡山県教育委員会公告式に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡　山　県　教　育　委　員　会

岡山県教育委員会公告式に関する規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会公告式に関する規則（昭和二十五年岡山県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、公布の旨の前文及び年月日を記入し委員長が署名した後」を削る。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第七号

岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡　山　県　教　育　委　員　会

岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第十七項までを一項ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第八号

岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡　山　県　教　育　委　員　会

岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程の一部を改正する規則

岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程（昭和三十二年岡山県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第五条中「、委員長印」を削る。

別表中「委　員　長　印」を削る。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第九号

岡山県教育財産管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡　山　県　教　育　委　員　会

岡山県教育財産管理規則の一部を改正する規則

岡山県教育財産管理規則（昭和四十二年岡山県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十三条第二号」を「第二十一条第二号」に改める。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第十号

教育委員会の権限に属する独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡　山　県　教　育　委　員　会

教育委員会の権限に属する独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事務の一部を教育長に委任する規則（平成十五年岡山県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第十一号

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡山県教育委員会

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十年岡山県教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号を次のように改める。

二　岡山県内に学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）若しくは幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）を設置する学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。次条第二項第二号において同じ。）又は幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。次条第二項第二号において同じ。）の理事

第三条第二項第二号中「又は特別支援学校」を「、特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園」に改め、「学校法人」の下に「又は社会福祉法人」を加える。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第一号

岡山県教育委員会文書保存分類表（平成八年岡山県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県教育委員会

第一表Ｂ教育政策の表４教育企画の部１総括の項中

「

6	教育委員会事務の点検・評価	5
7	市町村教委訪問	3
8	学校訪問	3

」

を

「

6	教育委員会事務の点検・評価	5

」

に改め、同部２総合企画の項中

「

9	国に対する提案	3
10	頑張る学校応援事業	5

」

を

「

9	国に対する提案	3

」

に改め、同部３総合調整の項中

「

11	晴れの国おかやま生き活きプラン	5
12	知事・市町村長会議	3
13	中山間地域活性化推進	3
14	地方創生	3
29	安全・安心まちづくり	3

」

を

「

11	知事・市町村長会議	3
12	中山間地域活性化推進	3
13		
14		

」

に、

「

29	安全・安心まちづくり	3

」

を

庁中一般
教育事務所
教育機関
県立学校

30	国土強靱化地域計画	3

に改める。

第一表C財務の表2財務の部4支出の項中

「歳入歳出外現金整理簿　1　」を「　　」に改め、同部B補助金の項中「　　」を「高等学校等就学支援等交付金　5　」に改める。

第一表E高校教育の表1総括の部8研修の項中

「

6	認定講習	5
7	長期社会体験	5
8	10年経験者研修	10
9	英語研修	5

」を「

6		
7		
8	10年経験者研修	10

」に改め、同表に改め、同部A国際理解教育の項中

「

4	帰国子女・外国人子女教育	3
5	ユニセフ	3

」を「

4	帰国子女・外国人子女教育	3

」に改め、同表3指導の部1国際理解教育の項中

「

4	高校生留学	3

」を「

4	高校生留学	3
5	スーパーグローバルハイスクール	5

」に改め、同表5管理の部I高等学校教育研究協議会の項中

「

2	本会議	10

」を「

2	本会議	10
3	専門委員会	10

」に改める。

第一表G生涯学習の表3企画推進の部1生涯学習支援の項中

「

2	委託事業	5

」に、「　　」を「

2	“あるある”公民館イニシアティブ事業	5

」を「　　」に改め、同部7文化庁の項中「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」を「文化芸術による子どもの育成事業」に改め、

―　―

回部８高文連の項中「　　」を「　　補助事業　　5　」に改め、回部Ｂ企業連携の項中

「|		
1	子ども参観日	3
2	めざせ☆おかやまの星	5

」を「|		
1	子ども参観日	3

」に改め、回表４社会教育の部１家庭・地域教育の項中「|		
14	親育ち応援学習リーダー養成講座	5

」を「|		
14	親育ち応援学習リーダー養成講座	5
15	土曜日教育支援事業	5
16	親のグッドスタート事業	5

」に改める。

第１表Ｈ文化財の表２文化財保護の部２指定文化財保護の項中「|		
11	世界遺産	5

」を「|		
11	世界遺産	5
12	日本遺産	5

」に改める。

第１表Ｌ人権教育の表２企画推進の部２人権教育推進の項中「　　10　　」を「　　3　　」に改める。

第１１表１共通の表９経理の部３支出の項中「　　予算整理簿　　1　　」を「　　歳入歳出外現金整理簿　　5　　」に改める。

第１１表２教育事務所の表２総務の部５給与支給の項中「　　給与支給記録簿　　5　　」を「　　給与支給記録簿　　7　　」に改め、同表３教職員の部３服務の項中「　　職員健康診断　　5　　」を「　　土曜日教育支援事業　　5　　」に改め、同表５生涯学習の部Ｃ補助・委託事業の項中「|		
16	親のグッドスタート事業	5
17		5

」を「　　」に改める。

第二表11県立学校の表２庶務の部４授業料の項中

「

3	授業料徴収内訳簿

」を

「

3	授業料徴収内訳簿
4	高等学校等就学支援金
5	高校生等奨学給付金

」

に改め、同部７補助金の項中

「

3	個人別支払（精算）内訳書

」を

「

7	個人別支払（精算）内訳書
8	高等学校等就学支援金支給台帳
9	高校生等奨学給付金支給台帳

」

に改める。

第二表14総合教育センターの表３教育経営の部１経験年数別研修の項中

「

7	２年目研修講座

」を

「

7	２年目研修講座
8	３年目研修講座

」

に改め、同表４教科教育の部５学校支援の項中

「

2	学校力向上サポートキャラバン事業

」を

「

2	学校力向上サポートキャラバン事業（町村）
3	学校力向上サポートキャラバン事業（県・市・その他）

」

に改める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行し、平成二十六年度以降において完結した文書から適用する。

◎岡山県教育委員会訓令第二号

庁中一般

岡山県教育委員会文書規程（平成八年岡山県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県教育委員会

第十条第一号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第十二条第一項を次のように改める。

県の作成する文書は、教育委員会名又は教育長名により施行するものとする。

第十四条第一項第三号中「、委員長」を削り、「あて」を「宛て」に改め、同項第四号中「、委員長」を削り、「あて」を「宛て」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会告示第六号

岡山県教育委員会の教育行政に関する相談に関する事務の処理に関する要綱（平成十四年岡山県教育委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

岡　山　県　教　育　委　員　会

第一条中「第二十三条第十八号」を「第二十一条第十八号」に改める。

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会告示第七号

昭和四十五年岡山県教育委員会告示第一号（岡山県教育委員会公印の寸法及び管理に関する規程（昭和三十二年岡山県教育委員会規則第一号）第三条第二項の規定による行政行為等の重要書類に使用する公印）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県教育委員会

表中

「

岡山県教育委員会委員長印	教育政策課	〃　七	方二七ミリメートル	一般公文書用
岡山県教育委員会教育長印	教育政策課	〃　八		

」を

「

岡山県教育委員会教育長印	教育政策課	〃　八	方二七ミリメートル	一般公文書用

」に、

「

岡山県教育委員会岡山教育事務所長印	岡山教育事務所	〃　十七	方二二ミリメートル	教育事務所長の公文書用

」を

「

岡山県教育庁保健体育課高校総体推進室長印	保健体育課高校総体推進室	〃　十六ノ四		
岡山県教育委員会岡山教育事務所長印	岡山教育事務所	〃　十七	方二二ミリメートル	教育事務所長の公文書用

」に、

「

岡山県立岡山操山高等学校長印	岡山操山高等学校	〃　三十	
岡山県立岡山大安寺高等学校長印	岡山大安寺高等学校	〃　三十一	

」を

「

」

岡山県立岡山操山高等学校長印	岡山操山高等学校	〃　三十

」に、

「

岡山県立真庭高等学校長印	真庭高等学校	〃　八十五ノ二
岡山県立蒜山高等学校長印	蒜山高等学校	〃　八十七

」を

「

岡山県立真庭高等学校長印	真庭高等学校	〃　八十五ノ二

」に改める。

別図七を削り、同図十六ノ三の次に次のように加える。

十六ノ四

※　印影（別図十六ノ四）については、省略

別図三十一及び八十七を削る。